

File01 タクシーの事業免許・更新制

民主タク議連、総会で法案要綱を承認

7日に民主党タクシー政策議員連盟の第4回総会が開かれ、衆議院法制局との調整により作成された「一般乗用旅客自動車運送事業法（タクシー事業法）案」の要綱が承認された。同法案はおよそ150の条文と13の附則からなることが想定され、早ければ4月にも民主党からの議員立法として国会に提出される。

明らかにされた法案の要綱によると、現行の事業許可制から事業免許制とし、事業免許は3年間の有効期間を設け更新制を導入、更新に当たっては地域の需給動向を踏まえた車両数規模とし、公示された適正運賃の範囲内での事業継続を認めるもの。法案には個人タクシーも取り込み、個人事業免許に関しては年齢と運転経歴などを要件とし、事業の譲渡、相続を禁止した。

更新の際、地域の需給動向を踏まえ減車が必要とされた場合、一定割合による供給削減を求めるが、減車による事業者への影響にも配慮する。

このほか、運転者の過労防止の観点から他の業務に従事している場合の乗務を禁止。地方でみられる非番時の運転代行のアルバイトを防止する狙いがあるとみられる。

乗務員の賃金体系についても、累進歩合制の禁止や車両設備などの運転者の負担、事故時の損害賠償を禁止することで、リース制賃金の運用をけん制した。要綱で示されたタクシー事業法案の概要は以下に記す。


※ 労働関係のみ一部抜粋

File05

累進歩合制賃金を禁止

運転者負担、リース制をけん制

- | |
|--|
| 1 輸送の安全等（第23条から第34条まで、第36条、第37条及び第39条関係） |
| (1) 輸送の安全性の向上、安全管理規程及び安全統括管理者並びに運行管理者について、現行の道路運送法と同様の規定を設けること。 |
| (2) 2及び3のほか、運転者の選任及び制限、従業員に対する指導監督、乗務距離の最高限度等、運行記録計による記録その他輸送の安全等に関し、現行の道路運送法又は旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）と同様の規定を設けること。 |
| 2 過労防止等（第35条関係） |
| (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合には、その乗務の実態を適切に反映したものとしなければならないこと。 |
| (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が他の業務であってその種類及び就業形態に鑑み安全な運転に支障を及ぼすおそれがあるものに従事していることを知りながら、当該運転者を事業用自動車に乗務させてはならないこと。 |
| (3) その他過労防止等に関し、現行の運輸規則と同様の規定を設けること。 |
| 3 運転者の賃金に関する規制（第38条関係） |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者の賃金の決定及び計算をする場合においては、売上の多寡により歩合の割合が非連続的に増減する方法その他の危険な運転又は長期間にわたる乗務を誘発し輸送の安全を阻害するおそれが高いものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める方法により行ってはならないこと。 |
| 4 事故の報告及び輸送の安全に関わる情報の公表（第40条から第42条まで関係） |
| (1) 重大な事故を引き起こした場合における届出に関し、現行の道路運送法と同様の規定を設けること。 |
| (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車により人の死傷その他の事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因等を国土交通大臣に届け出なければならないこと。 |
| (3) 国土交通大臣及び一般乗用旅客自動車運送事業者による輸送の安全に関わる情報の公表に関し、現行の道路運送法と同様の規定を設けること。 |
| 1 運転者の負担に関する規制（第43条関係） |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の購入費用、改装費用又は使用料、駐車場の使用料その他一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業を営む上で通常負担する経費を事業用自動車の運転者に負担させてはならないこと。 |
| 2 事業改善の命令（第48条関係） |
| 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、事業計画又は運賃等の変更等を命ずることができること。 |
| 3 事業の譲渡及び譲受等（第51条関係） |
| (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受（個人タクシーの免許に係るものにあつては、(3)ただし書の場合に限る。）は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。 |
| (2) 免許の基準の規定は、(1)の認可について準用すること。 |
| (3) 個人一般乗用旅客自動車運送事業者は、その一般乗用旅客自動車運送事業を他人に譲渡することができないこと。ただし、事業用自動車の譲渡等の場合はその限りでないこと。 |
| (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併分割に関する規定を設けること。 |

	<p>4 相続（第52条関係）</p> <p>(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）が死亡した場合における相続人による一般乗用旅客自動車運送事業の承継に関する規定を設けること。</p> <p>(2) 個人タクシー事業者の相続人は、被相続人の経営していた一般乗用旅客自動車運送事業を承継することができないこと。</p>
	<p>5 事業の休止及び廃止（第53条関係）</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者は、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならないこと。</p>
	<p>6 その他</p> <p>（第44条から第47条まで、第49条、第50条及び第54条から第57条まで関係）</p> <p>(1) 公衆の利便を阻害する行為の禁止等、名義の利用、事業の貸渡し等並びに事業の管理の受委託に関し、現行の道路運送法と同様の規定を設けること。</p> <p>(2) 事業用自動車に関する届出及び表示等に関し、現行のタクシー業務適正化特別措置法（以下「タク特法」という。）と同様の規定を設けること。</p> <p>(3) 会計、法人の解散、免許の取消し等及び免許の失効に関し、平成12年改正前の道路運送法と同様の規定を設けること。</p>

File05

事業法成立向け協力を

名々協会長、労働側に要請

名々協の森博一会長は2月27日に開かれた愛知県内主要ハイタク労働団体幹部らとの懇談会で経営側代表としてあいさつを述べる中で、今国会でのタクシー事業法成立を期待するとともに、労働側に対して民主党タクシー政策議員連盟にまだ参加していない

県内選出の同党国会議員らに同議連への参加を働きかけるよう協力を求めた。会長は「民主党政権は混迷しているが、議員立法による事業法制定に向けて動いている。今国会の終わりごろに法案を提出することを期待しているが、解散の問題もある。

タクシー事業法もなんとかしてもらいたいと思っている。何とか事業法を早急に成立させてほしい」と期待を表明。「民主党の先生方に議連に加えてほしい」として労働側にも協力を要請した。

File01

回答指定日は3月29日

名鉄労連タク協、春闘方針決定

名鉄労連タクシー協議会（犬飼雅則議長）は14日、犬山市の「名鉄犬山ホテル」で第3回幹事会を開き、グループ労組の統一的な春闘方針を決めた。2月下旬をメド社側へ要求書を提出、3月3

0日のスト設定を背景に回答指定日を3月29日とした。このほか3月12日に委員長会議を開き、5月16、17日に春闘総括会議を三重県内で開くことになった。幹事会では冒頭、犬飼議長

が今次春闘について名古屋市内では減車効果が多少あるものの、他地域では目に見える形で減車効果は出ておらず、会社側との交渉は厳しいものとなると予測。「粘り強い姿勢で臨んでほしい」と述べた。

File06

春闘方針を決定

愛自交、中央委

愛自交労働組合（竹市文雄委員長）は21日、熱田区の「労働会館」で第32回中央委員会を開き、12年春闘方針を決めた。春闘要求は①賃上げ原資月間1万円（年間12万円）②固定給中心の賃金体系の確立

③労働基準法と運転者の労働時間等改善基準告示の順守④実働率が低い事業所における適正保有台数までの減車⑤年金併用の高齢者雇用について適切な年齢制限と勤務シフトの設定⑥企業倒産や事業譲渡、賃金遅配などの不測の事

態に対応するため重大な経営方針の変更や従業員の身分変更等については事前に労使協議をすること⑦分会・職場の個別具体的要求の解決⑧全自交愛知地連の統一要求の解決——の8項目。

File04

名古屋業界での春闘が開幕

名鉄交通労組、要求書提出

名古屋業界の春闘相場に影響を持つ名鉄交通労使によることしの春闘交渉が2月27日に伴って名鉄交通労組、名鉄労組の要求は①定期昇給②臨時給与の増額③完全週休二日制の実施——などの4項目。全自交愛知地連合の統一要求項目と名鉄市内3社の経営統合による持ち株会社設置に伴って名鉄交通労組、名鉄交通労組の3労組の統一要求項目も併せて提出した。3労組統一要求は、名鉄健

保料率変更に伴う激変緩和措置のほか、市内シェア30%に向けた営業戦略、安全・サービスに関する手当ての統一や帰路の高速道路利用時の通行料負担の統一を求めた。回答指定日は29日となっている。